流通経済大学学則(案)

(制定 昭和40年4月1日)

第1章 総 則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法および学校教育法に則り、広く知識を授け人格の陶冶に努めるとともに、広く 社会科学に関する学問を研究教授し、もって産業の興隆と文化の発展に寄与すべき優秀な人材を養成する ことを目的とする。

(名称)

第2条 本学は、流通経済大学と称する。

(位置)

第3条 本学は、茨城県龍ケ崎市字平畑120番地に位置する。

第2章 学部、学科の組織および修業年限

(学部および学科)

第4条 本学に次の学部および学科を置く。

経済学部 経済学科

経営学科

社会学部社会学科

国際観光学科

流通情報学部 流通情報学科

法学部 ビジネス法学科

自治行政学科

スポーツ健康科学部 スポーツ健康科学科

(学部および学科の目的)

第4条の2 本学は、学部および学科の目的を次のとおり定める。

経済学部	経済学部では、経済学や経営学の専門知識を基礎に、広い国際的視野と的確な情報処
	理能力をそなえた教養ある人材の養成を目的とする。
	経済学科では、経済・社会情勢を的確に見極めるための基礎知識を持ち、実践の場に
	おいてこれを応用できる人材の養成を目的とする。
	経営学科では、経営学全般の基礎的理論の修得をはかり、さらに実践的教育をほどこ
	すことを通して現場の多様な課題に対応できるスペシャリストの養成を目的とする。
社会学部	社会学部では、社会学的な素養を十分に身に付けた高度の教養人の養成を目的とす
	る。
	社会学科では、産業、社会、文化、地域、教育、福祉等にかかわる諸問題に適切に対
	応しうる実証的な思考能力と行動力を備えた人材の養成を目的とする。
	国際観光学科では、観光にかかわる生活、産業、社会、文化などの分野で、柔軟な思
	考能力と専門的な知識を備えて活躍する国際的人材の養成を目的とする。
流通情報学部	流通情報学部では、情報科学と流通科学との有機的統合をはかり、情報社会における
	流通の高度化に寄与する人材の養成を目的とする。
	流通情報学科 では、ロジスティクスの考え方を核として、広い視野を持って経済・社
	会システムをデザインすることができる人材の養成を目的とする。
法学部	法学部では、法律の知識に基づく論理的思考やバランス感覚を身に付け、幅広く奥行

	きのある教養と人間性をも備えた人材の養成を目的とする。
	ビジネス法学科では、企業活動における法令遵守や企業統治の現代的意義を深く理解
	し、ビジネス界で実践できる人材の養成を目的とする。
	自治行政学科 では、地方自治を担う人材を養成すべく、専門の法律や政治・行政につ
	いて理解し、地方自治に関わる分野で、法的思考力や政策形成能力を発揮できる人材の
	養成を目的とする。
スポーツ健康	スポーツ健康科学部では、スポーツと健康の領域に関して、人間力と生命の尊厳を柱
科学部	に多様な経験と専門的知識をもって諸問題を積極的に解決できる人材の養成を目的と
	する。
	スポーツ健康科学科では、スポーツの競技力向上、青少年から高齢者にいたる健康の
	維持・増進活動、学校教育や社会教育の推進に寄与できる人材の養成を目的とする。

(修業年限)

第5条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、休学期間を除き、在学年数は、8年を超えることができない。

第3章 学年、学期および休業日

(学年)

第6条 春学期入学者の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 秋学期入学者の学年は、10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(学期)

第7条 学年は、次の2期に分ける。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 定期休業は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 本学創立記念日(11月1日)
- (4) 夏季休業 8月1日から9月30日まで
- (5) 冬季休業 12月21日から翌年1月10日まで
- (6) 春季休業 2月10日から3月31日まで

(休業日の変更)

第9条 学長は、教授会の議を経て前条各号の休業日を変更し、または臨時に休業の日を定めることができる。

2 特に必要があるときは、休業中でも授業をすることがある。

第4章 授業科目および単位数

(授業科目および単位数)

第10条 本学において教授する授業科目および単位数は、別表Ⅰのとおり定める。

第5章 履修 方法

(単位の計算方法)

- 第11条 単位の計算は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業科目による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により行う。
 - (1) 講義および演習については、15時間から30時間までの範囲で行われる授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験・実習および実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で行われる授業をもって 1 単位とする。

(履修方法)

第12条 卒業に必要な単位数は、経済学部124単位、社会学部124単位、流通情報学部124単位、法学部124単位、スポーツ健康科学部124単位とする。

その内訳は、別表Ⅱのとおりとする。

(授業科目および担当教員の発表)

第13条 各授業科目の担当者、授業時間割等は、毎学年の始めにこれを公示する。学生は、これによって所定の期日までにその履修すべき授業科目を選定して届け出なければならない。

(留学の許可)

第 14 条 学生が本学と学生交換に関する協定のある大学若しくは本学の認める外国の大学又はこれに準ずる高等教育機関へ留学を希望したときは、教授会が教育上有益であると認めた場合に限り、留学を許可(協定のある大学へは交換留学生として許可)することができる。

(留学期間および修得単位の範囲)

第15条 留学を許可された者が留学できる期間は1ヵ年以内とする。ただし、事情によっては、1年を超えない範囲内でその延長を認めることができる。

なお、留学期間は、本学における在学年数に算入することができる。

- 2 留学した者が留学期間中に取得した単位について教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て30単位を超えない範囲で適当と認められる単位を、本学において修得したものとみなす。
- 3 協定のある外国の大学へ留学する交換留学生に関する規程とそれ以外の大学またはこれに準ずる高等教育機関への留学に関する規程は、別にこれを定める。

第6章 試験、卒業および学位

(試験)

- **第16条** 所定の科目を履修した者に対しては、毎学期末に試験を行う。ただし、教授会において平常点をもって試験に代えることを認められた科目については、この限りではない。
- 2 前項の定期試験の外に教授会の決議によって臨時に試験を行うことがある。

(試験の方法)

第17条 試験の方法は、筆記試験、口述試験および論文考査の3種とし、教授会がこれを決定する。

(成績の評価)

第18条 試験の成績は、A・B・C・Dの4級に分ち、A・B・Cを合格としDを不合格とする。

2 試験に合格した者には、その科目所定の単位を与える。

(卒業)

第19条 本学に4年以上在学して、所定の試験に合格し、所定の単位を取得した者は卒業とする。

(学位)

第20条 本学を卒業した者には、次の区分に従い、学士の学位を授与する。

経済学部 経済学科 学士(経済学)

経営学科 学士(経営学)

社会学部 社会学科 学士(社会学)

国際観光学科 学士(社会学)

流通情報学部 流通情報学科 学士(流通情報学)

ビジネス法学科 学士(法学)

自治行政学科 学士(法学)

スポーツ健康科学部 スポーツ健康科学科 学士(スポーツ健康科学)

(教員免許状の取得資格)

法学部

第21条 教員免許状を得ようとする者は、第12条に規定するもののほか、教育職員免許法および同法施行規則に定めるところにより所定の単位を修得しなければならない。

各学部の各学科において取得することができる教育職員免許状の種類および履修要項は、「教職課程に関する規程」に定める。

第7章 収容定員

(収容定員)

第22条 本学の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
経済学部	経済学科	250 名	_	_	1,000名
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	経営学科	150 名	_	_	600 名
社会学部	社会学科	150名	_	_	600名
T 1 H	国際観光学科	120 名	- 20名		520 名
流通情報学部	流通情報学科	160名	20 名	10 名	720 名
法学部	ビジネス法学科	100名	_	10 名	420 名
IM 1 HIV	自治行政学科	100名	_	10 名	420 名
スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科	200名			800名
	+	1,230名	20 名	50名	5,080名

第8章 職員の組織および職務

(職員の組織)

第23条 本学に、次の学長その他の教職員を置く。

学長 → 教授 → (教育職員) 講師 → 助手 → (事務職員、技術職員、労務職員)

(学長その他の教育職員の職務)

第24条 学長は、校務を掌り、所属職員を統督する。

- 2 教授は、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。
- 3 准教授は、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。
- 4 講師は、教授または准教授に準ずる職務に従事する。
- 5 助手は、教授および准教授の職務を助ける。

(教育内容の改善のための組織的な研修等)

第24条の2 各学部は授業の内容および方法の改善を図るための組織的な研修および研究をするものとする。 (職員の職務)

第25条 職員は、学長の命をうけ、それぞれ大学の事務、技術または労務に従事する。

第9章 大学協議会、教授会および委員会

(大学協議会)

第26条 本学に、大学協議会を置く。

2 大学協議会に関する規則は別に定める。

(教授会)

第27条 各学部に教授会を置く。

- 2 教授会は、学部に所属する専任の教授、准教授および講師をもって構成する。
- 3 教授会は、学部に係る次の事項を審議する。
 - (1) 教育課程に関する事項
 - (2) 学生の入学および卒業の認定に関する事項
 - (3) 学生の学内試験に関する事項
 - (4) 学生の学園生活に関する事項
 - (5) 学生の賞罰に関する事項
 - (6) 教員の任免、昇格および進退に関する事項
 - (7) 教員の役職候補者の選考に関する事項
 - (8) その他学部の教育研究および運営に関する重要事項
- 4 前項以外の各学部の教授会に関する事項は、各学部規則で定める。

(全学教員会議)

第28条 本学に全学教員会議を置く。

- 2 全学教員会議の構成員は、本学専任の教授、准教授、講師とする。
- 3 全学教員会議は、次の場合にこれを開催する。
 - (1) 本学の運営に関し、学長が全学の教員に対して方針または意見を伝達し、若しくは全学の教員の意見を徴する必要のあるとき。

- (2) 本学の運営に関して、教員が全学的な立場で意見を陳述する必要のあるとき。
- 4 前項以外の全学教員会議に関する事項は、全学教員会議規程で定める。

(委員会)

- 第29条 本学に学生委員会および図書館運営委員会その他必要な委員会を置く。
- 2 前項の各委員会に関する規則は、それぞれ別に定める。

第10章 入学、休学、復学、退学、編・転入学、転学部・転学科および再入学

(入学の時期)

第30条 入学の時期は、第6条に規定する各学年の始めとする。

(入学の資格)

- 第31条 本学に入学できる者の資格は、次の各号の一に該当する者とする。
 - (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)
 - (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 文部科学大臣の指定した者
 - (6) 大学入学資格検定規程(昭和 26 年文部省令第 13 号) により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に 合格した者
 - (7) 相当の年齢に達し、本学において高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学志願者手続)

第32条 入学志願者は、所定の入学願書に、卒業証明書または卒業見込証明書、所定の調査書、写真および 別に定める入学検定料を添えて提出しなければならない。

(入学の許可)

第33条 入学の許可は、試験その他の選考方法により教授会の議を経て学長が行う。

(在学保証書)

第34条 入学許可を得た者は、別に定める入学金、授業料等を添えて保証人連署の在学保証書を提出しなければならない。

(保証人)

- **第35条** 保証人は父母か近親とする。ただし、保証人が遠隔の地に在住する者は、別に本学の通知を受けたならば、直ちに出校できるところの副保証人をおかなければならない。
- 2 保証人に変更があったときは、その旨を届け出なければならない。

(休学)

第36条 病気その他の理由で引続き2ヵ月以上出席することができない場合は、その理由を具し、保証人連署で学長に願い出て休学することができる。ただし、病気を理由とする休学願には、医師の診断書を添付

しなければならない。

(休学期間)

- **第37条** 休学は、2年以上にわたることができない。ただし、特別の事情がある場合には、引続き休学を許可することがある。
- 2 通算休学年数は、修学年限以内とする。
- 3 休学期間は、在学年数に算入しない。

(休学中の授業料)

第38条 休学中は、その期間の授業料を半額とすることができる。

(復学)

第39条 休学期間が満了し、または休学期間中に復学しようとする者は、理由書(病気を理由とする休学者は、医師の診断書)を添え、願い出なければならない。

(願い出による退学)

第40条 病気等やむを得ない事情により退学する場合は、保証人連署の上、学長に願い出なければならない。

(学費未納等による退学)

- 第41条 次の各号の一に該当する者は、学長はこれを退学とする。
 - (1) 所定の学費の納入期限を過ぎ催告してもなお納入しない者
 - (2) 第5条ただし書の規定する在学年数を超えた者
 - (3) 第37条第2項の規定する通算休学年数を超えた者

(編・転入学)

- **第42条** 他の大学から本学に編・転入学を願い出た者は、定員に余裕のある場合に限り、選考の上、編・転入学を許可することがある。ただし、この場合は、他の大学において取得した授業科目および単位数ならびに在学年数の全部または一部を本学において換算することができる。
- 2 編・転入学者は、本学に2年以上在学しなければならない。
- 3 第1項の編・転入学者についての第5条に定める在学年数は、当該編・転入学者について本学最低限度 在学しなければならないものとされた年数の2倍を超えてはならない。

(転学部・転学科)

第43条 転学部・転学科は、学部・学科の定員に余裕がある場合、学年の始めに許可することがある。

(再入学)

第44条 第40条および第41条第1項第1号、第3号により退学した者が、再入学を願い出たときは、選考の上、これを許可することがある。この場合には、既修の科目の全部または一部を再び履修させることがある。

(死亡の届け出)

第45条 学生の死亡の届け出があった場合は、学長は学籍簿にその旨記載する。

第 11 章 賞 罰

(褒賞)

- 第46条 次の各号の一に該当する者に対し、学長は、教授会の議を経て、これを褒賞することができる。
 - (1) 成績優秀な者
 - (2) 学生自治の向上に尽力した者
 - (3) 学生の模範となるような行為のあった者

(懲戒)

- **第47条** 学則その他本学の定める諸規則を守らず、学生の本分に反する行為のあった者に対し、学長は、教授会の議を経て、これを懲戒する。
- 2 懲戒は、訓告、停学および退学とする。
- 3 次の各号の一に該当する者には、退学を命ずることがある。
 - (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - (2) 学業を怠り、成業の見込がないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなくて出席が常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第12章 委託学生、聴講生、科目等履修生および外国人留学生

(委託学生)

- 第48条 官公庁、外国政府または団体等から6カ月以上を在学期間として、その所属の職員につき、本学に 委託を願い出たときは、当該学科の教育および研究に妨げのない限り、選考の上、第30条ないし第32条 の規定によらないで、委託学生として入学を許可することがある。
- 2 委託学生に関する規則は、別に定める。

(聴講生)

- 第49条 本学の入学資格を有する者で、本学所定の授業科目中1科目または数科目を選んで聴講を志願する者があるときは、当該学科の教育および研究に妨げのない限り、選考の上、第30条および第32条の規定によらないで聴講生として入学を許可することがある。
- 2 聴講生に関する規則は、別に定める。

(科目等履修生)

- 第50条 本学の入学資格を有する者で、本学所定の授業科目中1科目または数科目の履修を志願する者があるときは、当該学科の教育および研究に妨げのない限り、選考の上、第30条および第32条の規定によらないで、科目等履修生として入学を許可し、単位を授与する。
- 2 前項の単位の授与については、第18条の規定を準用する。
- 3 科目等履修生に関する規則は、別に定める。

(規定の準用)

第51条 委託学生、聴講生および科目等履修生については、本章および前条の規定に定めるほか、この学則中第5条、第12条、第19条、第20条、第22条、第33条ないし第39条、第41条ないし第45条を除き、正規の学生に関する規定を準用する。

(外国人留学生)

第52条 大学において教育を受ける目的をもって入国した外国人で、本学に入学を志願する者があるときは、 別に定めるところにより、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

(特別聴講留学生の受け入れ)

- 第53条 本学と協定のある外国の大学の学生で、本学の授業科目の履修を希望し、当該大学の推薦のある者は、教授会の承認を経て、特別聴講留学生として入学を許可することができる。
- 2 特別聴講留学生に関する規程は、別にこれを定める。

第13章 学 費

(入学検定料)

第54条 本学に入学を志願する者は、第32条に定める手続と同時に別表Ⅲに定める入学検定料を納めなければならない。ただし、委託学生、聴講生および科目等履修生については、別表Ⅲの金額の2分の1とする。

(学費)

第55条 入学金、授業料、施設拡充費およびその他の学費ならびに納入期日は、別表IVおよび別表Vのとおりとする。

(学費の返環)

第56条 中途退学者には、既納の学費は返還しない。

第14章 大 学 院

(大学院)

第57条 本学に大学院を置く。

2 大学院に置く研究科の名称及び課程は、次のとおりとする。

経済学研究科 経済学専攻 博士課程 社会学研究科 社会学専攻 博士課程 物流情報学研究科 物流情報学専攻 博士課程 法学研究科 リーガルガバナンス専攻 修士課程 スポーツ健康科学研究科 スポーツ科学専攻 修士課程

3 大学院に関する規則は、別に定める。

第15章 専 攻 科

(専攻科)

第58条 本学に専攻科を置く。

2 専攻科名は、次のとおりとする。

経済学専攻科 経済学専攻

経営学専攻

3 専攻科に関する事項は、流通経済大学経済学専攻科学則を以ってこれを定める。

第16章 留 学 生 別 科

(留学生別科)

第59条 本学に留学生別科を置く。

2 留学生別科に置く課程は、次のとおりとする。

留学生別科

日本語研修課程

3 留学生別科に関する事項は、流通経済大学留学生別科学則をもってこれを定める。

第17章 図書館および附属施設

(図書館)

- **第60条** 本学に図書館を設け、図書その他の文献および研究資料を収集管理し、教職員および学生の閲覧に供する。
- 2 図書館に関する規則は、別に定める。

(附属研究所等)

- 第61条 本学に次の研究所を置く。
 - (1) 物流科学研究所
- 2 前項の研究所に関する規則は、別に定める。

(附属教育施設)

- 第62条 本学に次の教育施設を置く。
 - (1) 国際言語教育センター
 - (2) 体育指導センター
- 2 前項の各教育施設に関する規則は、別に定める。

第18章 部 局

(部局)

- 第63条 本学に次の部局を置く。
 - (1) 総務部
 - (2) 経理部
 - (3) 教務部
 - (4) 学生部
 - (5) 教育学習支援センター
 - (6) 国際交流センター
 - (7) 就職支援センター
 - (8) 入試センター
 - (9) 総合情報センター
 - (10) 新松戸キャンパス総合事務センター
- 2 各部局に関する規則は、別に定める。

第19章 公 開 講 座

(公開講座)

第64条 土曜、日曜または休暇等の適当な時期を選び、経済、輸送その他人文科学、社会科学、時事問題等 に関する公開講座を開くことがある。

第20章 厚生および保健施設

(保健室)

第65条 本学に保健室を置き、主として学生の保健衛生を管理する。

(運動場)

第66条 本学の運動場は、本学の学生、教職員に限り使用することができる。ただし、休業日には一般に開放することがある。

附 則

- 1. この学則は、昭和40年4月1日から施行する。
- 2. 教授会の決議その他の事項のうち、大学の運営上重要なものは、学校法人日通学園の承認を得なければならない。
- 3. この改正は、昭和41年4月1日から施行する。ただし、第12条および第44条については、この改正にかかわらず、昭和40年度の入学生につき、従前の規定のとおりとする。
- 4. この改正は、昭和42年4月1日から施行する。
- 5. この改正は、昭和43年4月1日から施行する。ただし、第10条および第12条については、この改正にかかわらず、昭和42年度以前の入学生につき、英語の単位数、卒業に必要な単位数および必修科目の単位数は、それぞれ従前の規定のとおりとする。
- 6. この改正は、昭和44年4月1日から施行する。
- 7. この改正は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条および第 12 条については、この改正にかかわらず、次のとおりとする。
 - (1) 昭和 44 年度以前に入学した学生の卒業に必要な単位数、外国語の単位数および必修科目の単位数は、それぞれ従前のとおりとする。
 - (2) 昭和44年度の入学生のうち経営学科に転科した学生の必修科目およびその単位数については、前号の規定を適用しない。
- 8. この改正は、昭和46年4月1日から施行する。
- 9. この改正は、昭和47年4月1日から施行する。
- 10. この改正は、昭和48年4月1日から施行する。ただし、第10条、第12条および第44条については、この改正にかかわらず、昭和47年度以前の入学生につき、それぞれ従前の規定のとおりとする。
- 11. この改正は、昭和49年4月1日から施行する。ただし、第10条および第12条については、この改正にかかわらず、昭和48年度以前の入学生につき、それぞれ従前の規定のとおりとする。なお、第10条第3項中の「関連随意科目」および第19条については、この改正にかかわらず、昭和47年度の入学生から適用する。
- 12. この改正は、昭和50年4月1日から施行する。
- 13. この改正は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条、第 12 条および第 44 条については、 この改正にかかわらず、次のとおりとする。
 - (1) 昭和 48 年度以前に入学した学生は、第 10 条および第 12 条については、従前の規定のとおりとする。
 - (2) 昭和50年度以前に入学した学生は、第44条については、従前の規定のとおりとする。
- 14. この改正は、昭和52年4月1日から施行する。ただし、第10条および第55条については、この改正に

かかわらず、次のとおりとする。

- (1) 昭和50年度以前に入学した学生は、第10条および第55条については、従前の規定のとおりとする。
- (2) 昭和51年度に入学した学生は、第10条については、従前の規定のとおりとし、第55条については、この改正による。
- 15. この改正は、昭和53年4月1日から施行する。ただし、第10条については、この改正にかかわらず、昭和52年度以前に入学した学生につき、従前の規定のとおりとする。
- 16. この改正は、昭和54年4月1日から施行する。ただし、第10条および第55条については、この改正にかかわらず、昭和53年度以前に入学した学生につき、従前の規定のとおりとする。
- 17. この改正は、昭和55年4月1日から施行する。ただし、第10条および第55条については、この改正にかかわらず、昭和54年度以前に入学した学生につき、従前の規定のとおりとする。
- 18. この改正は、昭和56年4月1日から施行する。ただし、第10条、第12条および第55条については、この改正にかかわらず、昭和55年度以前に入学した学生につき、従前の規定のとおりとする。
- 19. この改正は、昭和57年4月1日から施行する。ただし、第55条については、この改正にかかわらず、昭和56年度以前に入学した学生につき、従前の規定のとおりとする。
- 20. この改正は、昭和58年4月1日から施行する。ただし、第55条については、この改正にかかわらず、昭和57年度以前に入学した学生につき、従前の規定のとおりとする。
- 21. この改正は、昭和59年4月1日から施行する。ただし、第55条については、この改正にかかわらず、昭和58年度以前に入学した学生につき、従前の規定のとおりとする。
- 22. この改正は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、第55条については、この改正にかかわらず、昭和59年度以前に入学した学生につき、従前の規定のとおりとする。
- 23. この改正は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 22 条および第 55 条については、この改正にかかわらず、次のとおりとする。
 - (1) 第22条については、昭和61年度から昭和74年度までの間の入学定員は次のとおりとする。

学部・学科等	入学定員
経済学部 経済学科 経営学科	380 名 220 名

- (2) 第55条については、昭和60年度以前に入学した学生につき、従前の規定のとおりとする。
- 24. この改正は、昭和62年4月1日から施行する。ただし、第55条については、この改正にかかわらず、昭和61年度以前に入学した学生につき、従前の規定のとおりとする。
- 25. この改正は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、第55条については、この改正にかかわらず、昭和62年度以前に入学した学生につき、従前の規定のとおりとする。
- 26. この改正は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第21条第2項および第55条については、この改正にかかわらず、次のとおりとする。
- (1) 第21条第2項については、昭和63年度に入学した社会学部の学生についてもこの規定を適用する。
- (2) 第55条については、昭和63年度以前に入学した学生につき、従前の規定のとおりとする。
- 27. この改正は、平成元年6月15日から施行する。
- 28. この改正は、平成元年7月1日から施行する。
- 29. この改正は、平成2年4月1日から施行する。ただし、第55条については、この改正にかかわらず、平成元年度以前に入学した学生につき、従前の規定のとおりとする。
- 30. この改正は、平成3年4月1日から施行する。ただし、第21条第2項、第22条および第55条については、この改正にかかわらず、次のとおりとする。
 - (1) 第21条第2項については、平成2年度入学生に対しても適用する。ただし、平成元年度以前の入学生は、従前の規定のとおりとする。

(2) 第22条については、平成3年度から平成11年度までの間の入学定員は次のとおりとする。

学部	学科	入学定員
経済学部	経済学科	460名
	経営学科	270 名
社会学部	社会学科	250 名
Ē	H	980 名

- (3) 第55条については、平成2年度以前に入学した学生につき、従前の規定のとおりとする。
- 31. この改正は、平成3年7月1日から施行する。
- 32. この改正は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第55条については、この改正にかかわらず、平成3年度以前に入学した学生につき、従前の規定のとおりとする。
- 33. この改正は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第55条については、この改正にかかわらず、平成4年度以前に入学した学生につき、従前の規定のとおりとする。
- 34. この改正は、平成6年4月1日から施行する。ただし、第55条については、この改正にかかわらず、平成5年度以前に入学した学生につき、従前の規定のとおりとする。
- 35. この改正は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第55条については、この改正にかかわらず、平成6年度以前に入学した学生につき、従前の規定のとおりとする。
- 36. この改正は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第22条および第55条については、この改正にかかわらず、次のとおりとする。
 - (1) 第22条については、平成8年度から平成11年度までの間の入学定員は次のとおりとする。

学部	学科	入学定員				
経済学部	経済学科	440 名				
	経営学科	270 名				
社会学部	社会学科	250 名				
	国際観光学科	120名				
流通情報学部	流通情報学科	180名				
	計					

- (2) 第55条については、平成7年度以前に入学した学生につき、従前の規定のとおりとする。
- 37. この改正は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第55条については、この改正にかかわらず、平成8年度以前に入学した学生につき、従前の規定のとおりとする。
- 38. この改正は、平成9年6月4日から施行する。
- 39. この改正は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第55条については、この改正にかかわらず、 平成9年度以前に入学した学生につき、従前の規定のとおりとする。
- 40. この改正は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第55条については、この改正にかかわらず、 平成10年度以前に入学した学生につき、従前の規定のとおりとする。
- 41. この改正は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第22条および第55条については、この改正にかかわらず、次のとおりとする。
 - (1) 第22条については、平成12年度から平成16年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入 学 定 員								
) His	3.11	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成16年度				
経済学部	経済学科	424 名	408 名	392 名	376 名	360 名				
	経営学科	258 名	246 名	234 名	222 名	210 名				

社会学部	社会学科	243 名	236 名	229 名	222 名	215 名
	国際観光学科	120 名	120 名	120 名	120 名	120 名
流通情報学部	流通情報学科	180 名	180 名	180 名	180 名	180 名
	計	1,225名	1,190名	1, 155 名	1,120名	1,085名

- (2) 第55条については、平成11年度以前に入学した学生につき、従前の規定のとおりとする。
- 42. この改正は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第55条については、この改正にかかわらず、 平成12年度以前に入学した学生につき、従前の規定のとおりとする。
- 43. この改正は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第55条については、この改正にかかわらず、 平成13年度以前に入学した学生につき、従前の規定のとおりとする。
- 44. この改正は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第55条についてはこの改正にかかわらず、平成14年度以前に入学した学生につき、従前の規定のとおりとする。
- 45. この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 55 条についてはこの改正にかかわらず、平成 15 年度以前に入学した学生につき、従前の規定のとおりとする。
- 46. この改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 47. この改正は、平成18年4月1日から施行する。
- 48. この改正は、平成19年4月1日から施行する。
- 49. この改正は、平成19年10月1日から施行する。
- 50. この改正は、平成20年4月1日から施行する。
- 51. この改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 52. この改正は、平成22年4月1日から施行する。

別表 1

1. 経済学部経済学科、経営学科において開設する授業科目および単位数は、次のとおりとする。

(1) 経済学科

経済学科 学年別教育課程表

1

		1 学 年		2	空 学	年			3 :	学 年				4	学	年			
		授業科目	単位数	授業	美 科	目	単位数	授	業	斗 目	1	单 立 数	授	業	科	目	単位数	打	要
	必	1 年 基 礎 演 習	4	2 年 基	も 礎	演	習 4	3 年	専「	1 演	習 4	4 4	4 年	専	門	演習	4	16単位	必修科目28単
	·修 科	教養諸学入門情報基礎Ⅰ・Ⅱ	各 2															6単位	位を履修しな
	II.	経済学入門 I・Ⅱ 現代経済入門	各 2															6単位	lv.
選 択	外国語	英語 A I ・A II	各 1	英英ドドドフフフ中語語 イイイラララ ローツツップフラ	I 語語語語語語語語語語語語語語語語語語語語語語語語語語語語語語語語語語語語	• D	II												1カ国語を選択 し、10単位を履 修しなければ ならない。。
		(外)日本語A I·A II (外)日本語B I·B II	各 1	(外)日 2 (外)日 2 (外)日 2	本 語	$D \; I \cdot D$	1日各												
必		RKU入門	1																_
jst-		キャリアデザイン	2	キャリアカ				宇 姆约	· E営学請	*体		+	莫擬組	繰火	一	33		-	
修				1百 ¥収 ソ A 7 ロシ゛スティクス 3				天歧稻	上呂子部	注		1	关狱祖	1作以7千	: 古 决	e	各2		
# 31	キャ				ні 11			日本通運	寄付講座	全国通運運	盟寄付講	座里	野村證	券寄	付講	座	各2	_	
科	ヤ リ ア	海外研修	2					15.5		, _N , ¬							4	4単位	
	ア科目								!ーンシ !ーンシ		海外)						2	以上	
目							 ■備講座								1				
		資格関連科目(資格一般						_									各1	-	
		資格関連科目(資格基礎 資格関連科目(資格専門															各2 各4	-	
	教養基礎科目	哲教生言美イ民ポート エエエエエエエエエエエエエエエエエエエエエエエエエエエエエエエエエエエエ		数 自然環 文学(日本 歴史学入門	k文学: (日本史 学 I 学 I	I (!	П П П	情物文歷人健	望境学 環境学 課 科 国	論 I・ I・ 学)I・ (東洋! 牟 I・ 倫 I・	II II 보) II II	± 5 5 6 6	社地生現歴自主(会球命で学は大)	科 対 文 入 世 パーツ	学 I 学 i i 学 i で 理調	・ II ・ II i洋史) I・ II 倫と実扱	各2	24単位 以上	
	専門基礎科目	統計学概論 I・Ⅱ 資本主義経済論 I・Ⅱ 経済地理学 I・Ⅱ 日本経済史 I・Ⅱ	各 2	ミクロ ^糸 マクロ ^糸 日本経 経済学	圣済学 済 論	I •	П П				II II	3	国際 業 産 英 働 き	組織	i 論 I	· I	各 2	36単位 以上	
選	専門発展科目	経済発展論環境経済論 I・Ⅱデータベース演習インターネット演習会計学総論 I・Ⅱ	各 2	財務会 等 費者行経済学	済ーー論計語動特別の対象を	I・解析 解析 I・ I・ i I・	Ⅱ析析ⅡⅡⅢ五義:	国情人証上広行際報 口券具告政	ト 論 市 会 市 会 活 法 産 活 ま 産 活	論 I・	田田田論・田田田	世界を	地地産観、管国リ阻域方業・チェアの現の現場である。 サロア がいしょう いっぱん	財立光ャ会関アの対し、対対の対し、対対の対域を対し、対対の対域を関する。	論論地と論論論	I・日 I・日 タル計 I・日 I・日	各 2		
選択科目	学部共通科目	経営学総論 I・I流 通 概 論 I・I簿 記 論 I・ I	各 2	事 業 創 書 資 業 通 テティー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	造管戦史 / 算策情務戦論理 【グ論論 論論	I· 論 I· 報 I· 報 I·	耳耳論耳耳耳論耳論 五論	経 E ズネット E E E E E E E E E E E E E E E E E E E	t 史 マ ー ヤービ	「スネタンス論」	□論論論						各 2		

			1 学 年	2 学 年	3 学 年	4 学 年	
			授 業 科 目 位数	授 業 科 目 位数	授業科目 位数	授 業 科 目 位数	_
		流通情報学	ロジスティクス概論 I・Ⅱ 各情報学概論 I・Ⅱ 2	グローバルロジスティクス論 I·Ⅱ ロジスティクスシステム論 I·Ⅱ ロジスティクスビジネス論 I·Ⅱ 物流 ターミナル論 I·Ⅱ	通信・ネットワーク概論 情報応用システム論 ソフトウェア概論 I・Ⅱ 情報科学 I・Ⅱ	ヒューマンインターフェイス論エルゴノミクス論流通情報システム論 I・Ⅱ	
	学部共通科目	社会学	社会学概論 各2	家 地教社社会調家 本社 社员 查 底 社社 会 票 人的 在 会会 表 证 人的 不	経開余観文がロー福報 という はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はい	産業際アジー会会 を 要 学 学 光 社 社 会 と 理 係 エ・ 対 対 域 護 福 福 祖 社 計画論 福祉行財政と福祉計画論	
	目	法学	法学 I · Ⅱ 各政治学 I · Ⅱ 2	憲法『・Ⅱ経済法』・Ⅱ	労働法 I・Ⅱ 国際法 I・Ⅱ	商法(会社法) I·II 各法制 史 I·II 2	
選択		スポーツ健康科学		スポーツ文化論 スポーツトレーニング論 スポーツ・ジェンダー論(スポーワヒ女性) スポーツマネジメント論 スポーツジャーナリズム論	コ ー チ 学発 育・発 達 論 スポーツ外傷・障害と予防 健康づくりとジョギング スポーツ産業論	スポーツと法 スポーツと栄養 I スポーツ心理学 スポーツメディア論 スポーツと余暇	左記科目の中 から86単位以
選択科目			社会倫理学 I・Ⅱ 現代女性論 I・Ⅱ	防災科学 I・Ⅱ メディア論 I・Ⅱ 歴史学特殊講義(東洋史)	日本文化論 I・Ⅱ 資源環境論 I・Ⅱ 歴史学特殊講義(日本史) I・Ⅱ	外国文化論 I·Ⅱ 各	_
			# A =TA + A + D D	歴史学特殊講義(西洋史)	英書講読 I・Ⅱ 総合教養講座 I・Ⅱ	2	
	+/_		英 会 話A I · A II	英 会 話C I · C Ⅱ 名1	英 会 話E I · E II	各1	7 11
	教養≈		留学中国語会話Ⅰ・Ⅱ	383 In 19 4 T - 17	NR 18	各1	
	教養発展科目	外	選 択 英 語 初 級 Ⅰ・Ⅱ 選択スペイン語初級 Ⅰ・Ⅱ	選択ドイツ語初級 I・Ⅱ 選択朝鮮(韓国)語初級 I・Ⅱ	選択フランス語初級 I・Ⅱ 選択ボルトガル語ブラジル語初級 I・Ⅱ	選択中国語初級Ⅰ・Ⅱ	
	目	国語		選択英語中級 I・II 選択中国語中級 I・II 選択 州 崎 河 河 橋中級 I・II	選択ドイツ語中級 I・Ⅱ 選択スペイン語中級 I・Ⅱ	選択フランス語中級 I・II 選択朝鮮(韓国)語中級 I・II 各	
					選択英語上級 I・Ⅲ 選択ドイツ語上級 I・Ⅲ 選択中国語上級 I・Ⅲ 選択朝鮮(韓国)語上級 I・Ⅲ	選択フランス語 上級 I・I 選択スペイン語上級 I・I 選択ポルトガル語・プラン゙ル語上級 I・I	
		体 育	選択スポーツトレーニング実技 [・	I	201773ml (17117 lig = 402 = 2	各1	
		教 職 科 目	教 新 新 新 育 で で で で で の の の の の の で の の の の の の の の の の の の の	教育課程論特別活動のの研研生徒指導の研研教育相	視 聴 覚 教 育 教 育 法 学 各 2		
卒業	ミに必	必要な単位					124単位以上

経営学科 学年別教育課程表

3

			. " -		- " -		- " -		- " -			
			1 学 年 	単位数	2 学 年 授業科目	単位数	3 学 年 授業科目	単位数	4 学 年 授業科目	単位数	摘	要
	必		1年基礎演習	4	2 年基礎演習	4	3 年専門演習	4	4 年専門演習	4	16 単位	N 15 51 5 01
	-		教 養 諸 学 入 門	各							6 単位	必修科目34
	修		情 報 基 礎 I・Ⅱ	2							0 单位	単位を履修し
	科		経営学総論Ⅰ・Ⅱ	各								なければなら
	目		会計学総論 I・Ⅱ 流通概論 I・Ⅱ	2							12 単位	ない。
	外国語		英英ドドラスト 語語 B A I I · A B II I · B A I I · B A I I · B A I I · B A I I · B A I I · B A I I · B A I I · B A I I · B A I I · B A I · B	各 1	英英英ドドドフフファーーーススス朝朝朝朝がががいる。 CDEにDECDECTILITECTILITECTICTEC	各 1						1 加国語を選択 し、10 単位を をしなけれ ばならない。
選択			(外)日本語AI·AI (外)日本語BI·BI	各 1	*・Mが、糖・ブ・デ・・M語E I・E II (外) 日本語 C I・C II (外) 日本語 D I・D II (外) 日本語 E I・E II	各 1)	
必必			RKU 入門	ا ر	センロマカウン・レロン・バ	2						
修			キャリアデザイン	2	キャリアカウンセリング情報システム実践講座		実践経営学講座		模擬組織経営演習	各		
科					□ジスティクス実践講座Ⅰ・Ⅱ	2				2		
	キャ						日本通運寄付講座 全国通運連盟寄付講座		野村證券寄付講座	各2		
目	ıj		海外研修	2							4 単位	
	ア科	ャリア科目					インターンシップ			4	以上	
	Î						インターンシップ(海外	ም)		2		
			資格関連科目(資格一般	40.)			就職準備講座			1 各1		
			資格関連科目(資格基礎							各 2		
			資格関連科目(資格専門							各 4		
	教養基礎科目		哲教生言美スト 育態語術ララリエ・エ 所のでは、 で学学論をは、 で学ででは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、		職理学 I・Ⅱ 学 I・Ⅱ 自然環境論 I・Ⅱ 文学(日本文学) I・Ⅱ 歴史学入門(日本史) I・Ⅱ 宗教学 I・Ⅱ 考古学 I・Ⅱ 心と身体 I・Ⅱ		心理学 I・Ⅱ 情報環境論 I・Ⅱ 物質科学 I・Ⅱ 文学(外国文学) I・Ⅱ 歴史学入門(東洋史) 人文地理学 I・Ⅱ 健康科学論 I・Ⅱ (外)日本の現在		社会学 I・ II 地球科学 I・ II 生命科学 I・ II 現代文章論 I・ II 歴史学入門(西洋史)自然地理学 I・ II 生涯スポーツの理論と実技(外)日本の思想	各 2	24 単位 以上	
	専門基礎科目		データ 流 I・ス 演 Ⅱ I・乗割 単 単 単 単 本 ット 解 Ⅱ 単 子 ンターネット 解 析 経 営 データ 解 析		マーケティング論 I・II 経 営 情 報 論 人的資源管理論 I・II 流 通 史 I ・ II 民法(財産法) I・II 財務会計論 I・II		経営財務論 I・Ⅱ 経営情報システム論 事業戦略論 通政策論 I・Ⅱ 商法(会社法) I・Ⅱ 原価計算論 I・Ⅱ		経営管理論 I · Ⅱ 商業経営論 I · Ⅱ 組 織 戦 略 論	各 2	32 単位以上	
選択科目	専門発展科目		ロジスティクス概論 I・II 上級 簿 記 論 I・II 統 計 学 概 論 I・II	各 2	生 場 リカー オース は エ は は は は は は は は は ま は は は は ま は は は は		企業論I・Ⅲ 国際マーケ論I・Ⅲ 会告・ロービジネス計論I・Ⅲ 金の大学を計論I・Ⅲ 会計論 I・Ⅲ の R 基 理学 I・Ⅲ の R 基 理学 I・Ⅲ の R 基 理学 I・Ⅲ の R 基 理学 I・Ⅲ の R 基 理形・小切手法) 和 表 数 数 1 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		経消E E 国監流物経知情では 要可ご際企業が差別を 要可ご際企業が対して 要素でジ金を を表する。 を表する。 は、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	各 2		
	学部 共通科目	ř学	経済学概論 I · Ⅱ 日本経済史 I • Ⅱ	各 2	ミクロ経済学 I・Ⅱ 財 政 学 I・Ⅱ 日本経済論 I・Ⅱ 社会保障論 I・Ⅱ		マクロ経済学 I・Ⅱ 経済学史 I・Ⅱ 国際経済論 I・Ⅱ		産業組織論 I・Ⅱ 西洋経済史 I・Ⅱ 交 通 論 I・Ⅱ 労働経済論 I・Ⅱ	各 2		

	1 学 年	2 学 年	3 学 年	4 学 年		
	授業科目 位数	授業科目 位数	授業科目 位数	授業科目	単 位 数	要
流通 情報学	情報学概論 I・Ⅱ 各2	グローバルロジスティクス論 $I \cdot \Pi$ ロジスティクスシステム論 $I \cdot \Pi$ ロジスティクスビジネス論 $I \cdot \Pi$ 物流 タ ー ミナル論 $I \cdot \Pi$	通信・ネットワーク概論 情報応用システム論 ソフトウェア概論Ⅰ・Ⅱ	ヒューマンインターフェイス論 エルゴノミクス論	各 2	
学部社会学通科	社会学概論2	家地教社社児老公 族域育 会童 · 人的 社社社会調查 庭福扶 学学学 実福祉助 企会会会調查 庭福扶	経開余観文 [↑] ・社障 会会会理類とI・社 会会会理類とI・ル原福 社社心人ル原福 社社社心人ル原福	産国ア社対地の 業際ア社の関係・ 社社会と理係・ は 護職・ は に は に は に に に に に に に に に に に に に に	各 2	
目 法学	法 学 I · II 各政 治 学 I · II 2	憲法 [・ [] 経済法 [・ []	労働法 I・Ⅱ 法制史 I・Ⅱ	国際法Ⅰ・Ⅱ	各 2	
スポーツ健康科学		スポーツ文化論 スポーツトレーニング論 スポーツ・ジェンダー論(ボーツと女性) スポーツマネジメント論 スポーツジャーナリズム論	コーチ学発育・発達論 スポーツ外傷・障害と予防健康づくりとジョギングスポーツ産業論	スポーツと法 スポーツと栄養 I スポーツと心理学 スポーツメディア論 スポーツと余暇	各 2	左記科目の中
選択	社会倫理学 I・Ⅱ 現代女性論 I・Ⅱ	防災科学 I・Ⅱ メディア論 I・Ⅱ	日本文化論Ⅰ・Ⅱ資源環境論Ⅰ・Ⅱ	外国文化論Ⅰ・Ⅱ		から80単位 分以上を履修し
科目		歴史学特殊講義(東洋史) 歴史学特殊講義(西洋史)	歴史学特殊講義(日本史) I · Ⅱ 英書講読 I · Ⅱ		各 2	なければらない。
	革 会 話 A T · A Π 各	英 会 話 C I · C II 各1	総合教養講座I・I 革会話FI・FII	I		U '0
教養	留学英会話 I·Ⅱ 留学中国語会話 I·Ⅱ	X	<u> </u>		各 1	
展 展	選択英語初級 I・Ⅱ選択スペイン語初級 I・Ⅱ	選択ドイツ語初級 I・II 選択朝鮮(韓国)語初級 I・II	選択フランス語初級 I・Ⅱ 選択ボルトガル語プラジル語初級 I・Ⅱ	選択中国語初級Ⅰ・Ⅱ		
科外国国		選択英語中級 I・II 選択中国語中級 I・II 選択がいがいいがい話中級 I・II	選択ドイツ語中級 I ・Ⅱ 選択スペイン語中級 I ・Ⅱ	選択フランス語中級 I ・ II 選択朝鮮(韓国)語中級 I・ II	各	
語			選択英語上級 I・Ⅱ 選択ドイツ語上級 I・Ⅲ 選択中国語上級 I・Ⅲ 選択朝鮮(韓国)語上級 I・Ⅱ	選択フランス語上級 I・Ⅱ 選択スペイン語上級 I・Ⅱ 選択ボルトガル語・プラジル語上級 I・Ⅱ	1	
体 育	選択スポーツトレーニング実技Ӏ・Ⅱ	T			各1	
教 職 科 目	教教教教教 前 で は 学 師 の 会 育 社 教 育 で 会 育 の 会 育 の 報 研 研 研 研 研 研 研 研 研 研 研 研 研 研 の の の の	教育課程論特別活動のの研研の研研生徒指導相数	視 聴 覚 教 育 教 育 方 法 学 2			
卒業に必要な単位					124	単位以上